

お知らせ

ワシントン条約: ブラジルによるトンカマメ属(*Dipteryx* spp.)及びトランペットツリー類(*Handroanthus* spp. (ハンドローンサス属)、*Roseodendron* spp. (ローズデンドロン属)、*Tabebuia* spp. (タベブイア属))に関する CITES の実施について

2025 年 8 月 8 日
経済産業省貿易経済安全保障局
貿易管理部野生動植物貿易審査室

ワシントン条約事務局より、2024 年 10 月 18 日付けでブラジルによるトンカマメ属(*Dipteryx* spp.)及びトランペットツリー類(*Handroanthus* spp. (ハンドローンサス属)、*Roseodendron* spp. (ローズデンドロン属)、*Tabebuia* spp. (タベブイア属))に関する CITES の実施に関する通知(No. 2024/116)が発出されています。

No. 2024/116

<https://cites.org/sites/default/files/notifications/E-Notif-2024-116.pdf>

【参考】ブラジルからの通知(No. 2024/116)について(和訳・要約)

・新たな規制の発効: トンカマメ属(*Dipteryx* spp.)及びトランペットツリー類(*Handroanthus* spp. (ハンドローンサス属)、*Roseodendron* spp. (ローズデンドロン属)、*Tabebuia* spp. (タベブイア属))は、2024 年 11 月 25 日から CITES 附属書 II に掲載されている。

・証明書及び許可証の発行:

2024 年 11 月 24 日以前に伐採された木材: 持続可能な森林管理計画に基づく製品に対して条約適用前証明書が発行され、ブラジルからの輸出に必要。

2024 年 11 月 25 日以降に伐採された木材: ブラジル CITES 科学当局による助言とブラジル管理当局による合法性の確認が条件のもと発行される CITES 輸出許可証が必要。

・輸出手続き:

2024 年 11 月 25 日以降、すべての輸出出荷には適切な CITES の許可証又は証明書が必要となる。

【本件に関するお問い合わせ先】

経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部 野生動植物貿易審査室
電話 03-3501-1723